

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 管理職員特別勤務手当を創設するため、条例の一部を改正するものである。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例（昭和32年10月国立市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「管理職手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第14条第1項中「職員」の次に「（次条及び第14条の3において「管理職員」という。）」を加える。

第14条の2中「前条に規定する職員」を「管理職員」に改め、同条を第14条の3とし、第14条の次に次の1条を加える。

（管理職員特別勤務手当）

第14条の2 管理職員が、臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日または休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により任命権者が勤務を要しない日を他の日に振り替え、もしくは

代日休暇を与えた場合または同条第2項の規定により任命権者が休日の勤務に替えて他の日の勤務を免除した場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

- 2 前項本文に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により勤務を要しない日または休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）
 - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 新条例の規定は、この条例の適用の日以後にする勤務について適用する。